

國學院大學學術情報リポジトリ

学芸員養成課程における博物館教育論の現状と課題：
教育者としての博物館学芸員育成の視点から：
國學院大學博物館学講座開設60周年記念特集：
博物館・博物館学の諸問題 2

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高橋, 克, Takahashi, Masaru メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000319

学芸員養成課程における博物館教育論の現状と課題

— 教育者としての博物館学芸員育成の視点から —

高橋 克

一、はじめに

博物館教育論が論じるべき分野は、博物館の機能としての教育の在り方を示すことと、博物館学芸員の教育者としてのスキルをいかに確立していくかということに目標を置くことで形作られるべき2分野から成り立つと考える。強いて言うくと、博物館教育機関論と教育学芸員論の2分野である。これらはどちらもかけることが許されないが、この2者の博物館における占有率は博物館ごとにまちまちで、相互の兼ね合いで博物館教育の

スタイルや質や効果に違いが表れる。この2分野がどのようにあるべきかを、博物館教育の場から再確認することからはじめ、江戸川大学の博物館学芸員資格取得養成課程における「博物館教育論」の現状をたたき台に教育学芸員の養成について論じていきたい。

二、博物館教育の現状と課題

(一) 博物館の教育機能へのスタンス

博物館は日本の教育制度の中にしっかりと位置付けられてい

る。

わが国の教育の在り方の原図である昭和二十二年（一九四七）制定の教育基本法には、7条の2に「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。」とあり、同じく平成十八年（二〇〇六）の改正には、12条の2に「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。」とある。国および地方公共団体による博物館をはじめとする社会教育施設の設置と社会教育の振興をうたい、博物館は図書館と並んで社会教育のための機関とされている。

昭和二十四年（一九四九）に制定された社会教育法は、第9条で「図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする」ことを定めている。

そして、社会教育法を受けて、昭和二十六年（一九五一）に制定された博物館法は、第1条で博物館の「健全な発達を図り、もって国民の教育、学術及び文化の発展に寄与すること」を目的としており、また、第2条で法の対象となる博物館を「歴史、

芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業をおこない、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」と定義している。

すなわち、博物館は調査研究、資料の収集保管、展示、と並んで教育的配慮を持った教育機関として国民の教育に寄与しなければならない機関として存在するのである。

また、平成十八年（二〇〇六）十二月公布施行された改正「教育基本法」の第3条には「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現を図らなければならない。」と、生涯学習の理念が規定された。生涯学習社会の学びの場としての活動をより確実に明確化していく必要に迫られ、ここにおいて、法により博物館の教育活動の重要性が裏付けられたと言え、これ以降、博物館の機能としての教育が、博物館の活動の重点となるのである。

(二) 博物館教育の特徴と期待

博物館は、調査研究活動も含め、博物館の利用者とのコミュニケーションを大切にし、地域住民との連携を深め、地域の生涯学習の場として機能することが求められており、博物館の教育活動はその一環として重要な機能である。現在、博物館の教育活動は、博物館の機能の中での存在が大きくなり、博物館利用者のためにどのようなサービスを提供すべきかなど、博物館のホスピタリティーに関しても様々な試行がおこなわれている。その試行の基本ともいえるべき博物館教育の内容を、若宮広和が『博物館ハンドブック』の中で以下の3つに大別している。

1. 展示事業（常設展示、特別展、移動展、巡回展など）
2. 出版事業（展示案内、図録、目録、研究報告、講義用テキスト、ニュースなど）
3. 教育事業（講演会、講習会、映画会、見学会、採集会、相談など）

これら3事業は、博物館の活動の表舞台の活動というもので、市民からの博物館評価の基準になる事業である。それぞれの補足説明を以下に記す。

1. 展示事業は、博物館の機能としての学芸員を中心にした調査研究活動の発表の場でもあり、博物館の活動の中心をな

すべきものである。展示に際しては、専門的な研究をいかに博物館の利用者に理解しやすく提供できるかが追及される。時には博物館が館外の利用者のもとに出向く形での展示もおこなうなど、博物館の利用者に対する教育的配慮による気遣いがなされていなければならない。

2. の出版事業は、調査研究の発表の場としての研究紀要、収蔵資料の解説書、常設展や特別展の図録、博物館の支援者などに送付する博物館だよりなどがあり、博物館活動を周知する目的とともに記録的な性格も持っている。近年、インターネットの普及とパーソナルコンピュータのソフトや周辺機材の充実で、博物館の情報デジタル化が進み、印刷物での広報や資料としての印刷物がPDF化されネット上で閲覧可能になったり、Eメールによる博物館だよりやニュースの配信がおこなわれている。博物館のホームページの運営などもあり、机の上で博物館が展開する時代である。出版事業はインターネットとパーソナルコンピュータの普及により、広報事業として認識した方がよい時代となった。

また、学芸員の段階でパーソナルコンピュータのソフトや周辺機材を使いこなして、ポスターやパンフレット、図録などが完成形で提示できるようになっている。学芸員は、研究報告を

執筆したり原稿を作成ことから、完成形までを一貫して作り上げるデザイン力やバーソナルコンピュータなどのスキルが求められる時代になってきているのである。

3. の教育事業は、教育普及とも言われている事業である。博物館でおこなわれる展示解説会や博物館教室や講演会といった、テーマを決めて募集した年齢性別に関係ない不特定多数の利用者に向けた事業と、社会教育施設の専門的職員である学芸員の職分の一つである研究者を含む個人学習者などに対する教育（問い合わせへの回答や博物館の専門に関する事項の教育指導）がある。この個人学習者に対する対応は、鑑定や同定も含まれ博物館の専門性にかかわることが多いので、博物館としての体制づくりが必要である。

また、守井典子は『博物館学教程』で、博物館教育の特徴として「利用者一人一人の好奇心を刺激し、興味や関心を育むといった段階から専門的な知識や情報にいたる道を示唆するといったより高度な段階まで、レベルの異なる幅広い活動が含まれる。この点は公民館や図書館といった他の社会教育施設と異なる、博物館教育の特徴的な部分であるといつてよいだろう。」と述べている。²⁾これは、前述の博物館教育を大別した3事業の総括として捉えることができる。博物館の「学び」の姿である。

そして、この博物館教育の「学び」の流れは、

1. 導入⇨入り口として好奇心を刺激する

2. 展開⇨興味や関心を育む

3. 評価・課題認識⇨専門的な知識や情報に至る道を示唆する。この示唆は、興味や関心を持つための好奇心への刺激と同じである。

この後は、再び2. から3. へと常に循環して、いわゆる生涯学習の場にいることとなる。この「学び」循環は、学校教育の場でも同じようにおこなわれる。調べ学習や、体験学習がそれである。知識の詰め込みに偏りがちな学校教育であるが、よく考えてみれば学校教育は生涯学習への入り口でもあるので、学校教育の場で実物や体験から考察を深めていく生涯学習の方法が効果をもたらす「学び」の方法として学ばれているのである。

以上のように、博物館教育は、個々人が常に学ぶことを支援するところであり、館全体はもとより学芸員は、そのための施設設備や情報、資料収集や研究を怠ってはならない。そして、研究者としての学芸員としての活動とともに、常に教育者としてのホスピタリティー溢れる利用者に寄り添った生涯学習の支援者としての活動が望まれるのである。

(三) 求められる学芸員像

では、これからの博物館においてどのような学芸員が求められるのであろうか。実際に博物館の現場職員からの意見を聞いた。平成十七年度文部科学省実施の「博物館関係者等からの意見聴取の結果の概要³⁾」の、学芸員に求められる資質についての記述を見てみよう。

- ・ 専門分野のマスターは取得して欲しい。
- ・ 博物館職員に対する倫理規定を博物館法にもその趣旨を含めるべき。

〈資料の取り扱いに関する能力〉

- ・ 各専門の資料について、学術的な扱いではなく、適切に資料を見せる、保存することができるが必要。
- ・ 展覧会や教育普及において幅広い人に分かりやすく見せる能力。

〈幅広い専門性〉

- ・ 幅広い専門的知識（文化政策、ミュージアムマネジメント等）の習得が必要。

〈マネジメント能力〉

- ・ アカデミックなスキルと共に、博物館の経営的感覚が必

要。

〈コミュニケーション能力〉

- ・ 博物館に「癒し」などのメンタルな部分を求める人が増えているが、こうした利用者とコミュニケーションできる学芸員の育成が必要。

- ・ 博物館職員に求められるのは、「資料（コレクション）」、「交流（コミュニケーション）」、「経営（マネジメント）」に関する資質・能力。

・ 博物館職員の職務は、相互理解、芸術文化によって、国の風格をあげる、新事業の創設、観光と交流

以上である。

これらから、求められる学芸員像として、専門分野をもち研究者としての独立性を有すること。資料の学術的な扱い方や保存法を熟知の上で、博物館資料を効果的に見せることの出来る企画・デザイン能力を有すること。自己の専門分野のみでなく、博物館学芸員として利用者とのコミュニケーション能力を高め、芸術文化や観光交流にも積極的に取り組む、博物館を取り巻く人々の相互理解や、風格ある文化の創造に取り組む姿勢を持つ学芸員が期待されていることがわかる。

また、「平成八年四月二十四日生涯学習審議会社会教育文化

審議会報告」の、「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について」「V学芸員」「I改善の必要性」では、学芸員のみならず学芸員としての有資格者も、地域の社会教育の場における学習リーダーとなることも期待されており、大学の養成課程においてはこの点も視野に入れておくべきである。

四 『平成二十二年度文化庁事業博物館の教育機能に関する調査研究報告書』⁵⁾に見る博物館の教育普及活動の現状

さらに、学芸員個人としてのあるべき姿を追い求める参考として、博物館教育の現状を調査した『平成二十二年度文化庁事業博物館の教育機能に関する調査研究報告書』（丹青研究所平成二十三年三月）から、「博物館の教育機能向上方策に関する指針」の部分を取り出してみる。なお、この調査は、1,000館依頼し、657館からの回答をもとにまとめられたものである。⁶⁾

●館内における指針

- ・博物館が持つ教育普及の機能・役割を全員が認識する
- ・教育普及事業の理念、基本方針、到達目標などを明確に掲げ、共有化する
- ・教育普及部門の位置づけを明確にする

- ・長期的視点のもとに事業計画を立て、事業を推進し、事業評価をおこない、効果を検証する

- ・教育普及事業を推進できるように、協力体制を構築する
- ・博物館利用者が、博物館や博物館教育に対して理解・関心を深めることができるように努める

●学芸員や教育普及担当者の指針

- ・社会における博物館の役割を認識する

- ・博物館利用者像を明確に描く

●設置主体・運営主体に対する指針

- ・博物館が教育機関であることを認識する

- ・教育普及事業の継続性をはかるために、担当職員の雇用や異動に配慮する

- ・職員が研修に参加できるように支援する

以上である。博物館の教育活動は、上記館内における指針の第一にもある「全員が認識する」べきもので、「チーム博物館」⁷⁾とでもいうべきもので、職種に関係なく博物館に勤務する職員全員が継続的に取り組むべき体制であることがわかる。

また、教育担当専門職員（ミュージアム・エデュケーター）⁷⁾に求められる資質、知識、経験、技能に関する調査からのまとめを見てみる。

● コミュニケーションに関する能力や技能

- ・ 博物館利用者のニーズを読み取ることができる
- ・ 博物館利用者に展示内容などをわかりやすく伝えることができる

- ・ 多様な利用者層に対応することができる

● 博物館や専門分野に関する知識・経験

● 社会経験や実践経験

● 教育に関する知識・経験

- ・ 博物館教育、および学校教育に対する理解、知識・経験
 - ・ 博物館と学校教育の違いを認識している
- 以上である。教育担当専門職員に限ったことではなく、博物館学芸員として必要なものばかりである。

さらに、具体的に見ると、教育担当専門職員に求められる資質（回答数709）では、あらかじめ設定した選択肢から該当するものをすべて回答してもらった集計で、最も多いのは「企画・立案能力」89・6%、コミュニケーション能力87・6%と、9割近くの回答者が選択している。また、「その他」の記述回答で多かったのは、「教育に関すること」に分類されることで、主な回答を以下に記す。

・ 発達段階に応じたアプローチの方法

- ・ 目的に合った学習活動を実践するための教育技術
- ・ 人間を教育するということは如何なることかという哲学があること

- ・ 利用者の学びについて考え続けられる能力

- ・ 利用者の側に立って、継続的に物事を考えられる能力、

ひらめき能力

- ・ 学校現場の状況をよく知っている

- ・ 学習指導要領を理解している

- ・ 学校教育との違いを知る

以上、教育担当専門職員には、教育のための哲学、スキル、目的遂行のための継続力、企画力、学校教育の理解が求められていることがわかる。

次に、教育担当専門職員に求められる知識・経験（回答数709）では、同じくあらかじめ設定した選択肢から該当するものをすべて回答してもらった集計で、最も多いのは「利用者理解」78・1%、ついで「専門分野の知識や研究実績」70・1%、「教育学（学校教育・社会教育）の知識や実践」65・7%であった。また、「教材作成・文章作成に関する技術」に分類されることとして、専門的なことをわかりやすく書く、説明する技能。「接客、営業に関する技術」に分類されることとして、相手に

応じた話し方と分かりやすさ。児童・生徒・学校の実態に適切に対応する能力がある。その他に、デザイン・画像・映像加工処理ソフトウェアに関する技術、ハシゴ登り、大工仕事ほか、手先の器用さなどがあげられている。これらは、コミュニケーション能力や作業にかかわる後天的な事項とでも言える、学校での生活や社会生活などで身につけることが可能な事柄が多く、教育担当専門職員の重要なスキルとしてコミュニケーション能力が課題であることがわかる。

これからの、学芸員が教育者としてあることと、様々なメディアを駆使できる人としてのコミュニケーション能力を備えていることなどが重要であることを示唆している。

三、江戸川大学博物館学芸員資格取得養成課程の現状

ここでは平成十二年（二〇〇〇）度の開設の江戸川大学の博物館学芸員資格取得養成課程の現状を紹介する。

平成二十四年（二〇一二）四月一日から施行された、平成二十一年四月三十日付け21文科生6175号で通知のあった「博物館法施行規則の一部を改正する省令（平成二十一年文部科学省令第21号）」により、平成二十四年度以降の入学者に関

表1 平成24年度入学生からの江戸川大学博物館学芸員資格取得養成課程の履修すべき科目

法令上の科目	単位	江戸川大学における法令相当科目	単位	備考
生涯学習概論	2	生涯学習論Ⅰ	2	必修
		生涯学習論Ⅱ	2	必修
博物館概論	2	博物館概論	2	必修
博物館経営論	2	博物館経営論	2	必修
博物館資料論	2	博物館資料論	2	必修
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2	必修
博物館展示論	2	博物館展示論	2	必修
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2	必修
博物館教育論	2	博物館教育論	2	必修
博物館実習	3	博物館学実習Ⅰ	2	必修
		博物館学実習Ⅱ	2	必修

する必修科目は、表1にあるように、すべて1科目2単位で11科目22単位となった。(表1…平成二十四年度入学生からの博物館学芸員養成課程の履修すべき科目参照)

四、江戸川大学の「博物館教育論」

本学では、この法改正に際して、科目内容の見直しをおこなった。そこで、平成二十一年(二〇〇九)二月十八日、文部科学省生涯学習政策局社会教育課により発表された、これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議による「学芸員養成の充実方策について(第2次報告書)」(平成二十一年二月)の、(別紙2)「大学における学芸員養成科目の改善」の「ねらい」欄の「博物館実習」を除く必修科目の末文に「基礎的能力を養う。」という一節が見られたことから、大学で学ぶ内容は、学芸員の基礎を確実なものにすることにありと解し、本学における各科目の内容も、各科目分野ごとの内容が時にはクロスオーバーすることを可とし、科目間での重複部分もあえて分化させなかった。この重複により重要なことは複数の科目で繰り返し返され、定着率が上がると考えた。

そこで、江戸川大学博物館学芸員資格取得養成課程では、基

本理念として、これからの生涯学習社会の展開において、学芸員になる、ならないにかかわらず、学芸員資格は生涯学習社会でのリーダーシップに欠かせない重要な資格であるという観点から、次のように方向づけた。

社会学とメディア・コミュニケーション学を学ぶ本学学生には、博物館を取り巻く急速な情報化をはじめとした社会情勢の変化のなかで、社会学、経営学、メディア、情報分野の切り口による広報・教育普及活動の分野で活躍できるのではないかと考える。

これまでの博物館は、その博物館の普遍的な存在意義を展示するだけで使命を全うすると考えられていた。しかし、現今の博物館は、経済性重視の観点から一人でも多くの人にリビーターになってもらい、入館料収入を上げるといったことに運営方針が向けられている。そこで求められるのが「マネジメント能力」「企画発想力」などである。

博物館を利用する人、しない人が今何を求め、興味を抱いているか。広範囲な教養と専門性を兼ね備えた学芸員が、本学で身につけた経営学や心理学やマルチメディアに対応する能力や情報文化や心豊かな生き方と生活環境を考え提案できる能力を持つているとしたら、それぞれの分野の手法を駆使して博物館

としての情報を発信することも可能と考える。

本学では学生の専攻を確実に自分のものとすることを前提に、学芸員としてその専攻を十分に生かせるような、学芸員としての基礎力を着実に育成することを目指すこととしたのである。

そして、前述「学芸員養成の充実方策について（第2次報告書）」（平成二十一年二月）の（別紙2）「大学における学芸員養成科目の改善」の「内容」欄の記載を参考に、内容を構築した。

具体的に、「博物館教育論」のシラバス（表2）で講座の全体像を示す。ちなみに、本学は平成二十八年（二〇一六）度から講義時間を1コマ100分としたため、半期2単位の講義回数14回である。

「博物館教育論」では、この内容に加え履修期間中に教育普及状況確認をテーマにした博物館・文化財等の見学会を実施し、レポート提出を課している。

授業時間が100分になるのを機にシラバスに多少手を入れたが、一年が終わり二年目に入って、それまでも時折感じていたことであるが、改善しなくてはならない部分が見えてきた。

それは、講義であるが故であろうか、全体的に博物館教育の

歴史的な内容や事例紹介・博物館教育に関する機能論の示唆になつており、学生が受け身になりがちで、知識としての教育を理解させるとどまつており、学芸員の在り方、心構えや教えるためのスキルなどについて時間を割き、教育者としての学芸員としての在り方などに関する部分が明確に扱われていないところである。

さらには、職場である博物館の教育普及事業に限らず、博物館の活動は、学芸部門だけではなく、事務部門、さらには委託業務を請け負っている警備や清掃の人々にまでも「博物館人」としての自負を持ってもらつて活動するような「博物館」という意識の醸成も重要である。

学芸員を目指す学生に博物館に関する機能論を集中して教え込むことは、目標に対する方策として必要であることは自明である。しかし、「博物館教育論」は、本来「教育学概論」で学ぶべき教育者としての心と教育者としての基本姿勢やスキルを学生に持つてもらい、教育型博物館推進の一員となることを一つの柱として提示していくべきではなかっただろうか。

「博物館教育論」は、博物館教育に関する事例研究の時間をベースに、博物館教育者としての心やスキルを持った学生の育成の場としてあるべきである。

表2 2017博物館教育論 シラバス

主 題：博物館教育論
副 題：生涯学習の担い手としての博物館
授業の概要：生涯学習の担い手としての博物館の現状を理解し、博物館機能の基部である調査研究、資料の収集・保管・展示の博物館活動をもとにした博物館教育の目的と方法を学習する。
到達目標：博物館における教育活動の基盤となる理論や実践に関する知識と方法を習得し、博物館の教育機能に関する基礎能力を養う。
準備学習の内容：機会を捉え、自主的に博物館を見学し、博物館の教育活動を体験する。
講義：第1回 博物館における教育の意義と本質－博物館教育の歴史と機能－
第2回 生涯学習としての博物館の学習と教育－学校教育と博物館教育－
第3回 地域社会の教育の場としての博物館－博物館教室－
第4回 博物館をめぐる地域文化と教育活動－出張講座－
第5回 博物館の教育事業における広報活動の原理と実際
第6回 博物館の教育事業と広報活動－インターネットを含むメディアとのかかわり－
第7回 博物館における教育事業の原理とその特徴：視聴覚教育とメディアの活用、インタープリテーションをはじめとする教育活動のありかた
第8回 博物館における教育事業の諸形態（1）展示解説、後援会、ワークショップ、参加体験型教育
第9回 博物館における教育事業の諸形態（2）ハンズ・オン展示を中心に海外博物館の教育方法
第10回 博物館教育活動の実際－各種博物館の教育活動の事例検討－
第11回 教育プログラムとしての博物館展示
第12回 博物館のボランティア活動と教育普及
第13回 博物館教育の担い手としての学芸員のありかた
第14回 これからの博物館教育における課題と展望

これまで本学のシラバス等も含めて確認してきたが、これから求められる学芸員像として、専門分野を持った研究者としての独立性を有し、資料の学術的な扱い方や保存法を熟知の上で、博物館資料を効果的に見せることの出来る企画・デザイン能力を有すること。自己の専門分野のみでなく、博物館学芸員として利用者とのコミュニケーション能力を高め、芸術文化や観光交流にも積極的に取り組み、博物館を取り巻く人々の相互理解や、風格ある文化の創造に取りくむ姿勢を持つことが期待されているにもかかわらず、教育者としての姿や哲学に触れたものがあまり見られない。そこで、先行の研究成果などから教育者としての学芸員像を構築してみたい。

五、教育者としての学芸員像

(一) 学芸員の養成

学芸員の養成は、どのようになされるべきかを先行の研究成果などから見てみる。

まず、加藤有次『博物館学序論』⁽⁸⁾では学芸員養成における世界的な現状を述べているが、その中で一九七一年九月グルノーブルで開催された第9回ICOM大会で決議された大項9項か

らなる「博物館専門職員の訓練の共通な基準」に関する議決をあげている。それは、i. 博物館学への導入、ii. 博物館の組織・機能と運営、iii. 建築・配置・諸装置、iv. 収集資料・出所・関係記録・計画と移動、v. 学術活動・研究、vi. 収集資料の保存と管理、vii. 陳列方法と展示、viii. 大衆（観覧者）、ix. 博物館の文化教育活動である。加藤は、Museumologyとして、博物館の歴史と背景、社会における役割の研究、保護、教育、組織、物理的環境との関連の研究および異なる博物館の分類に関するものと、Museumographyとして、博物館の運営上のあらゆる方法と実行とをカバーするものを融合させた学芸員の身に着けているべき基本的内容としている。

他の先学の著書にも、博物館教育に関する研究成果があるが、多くが、MuseumologyとMuseumographyをまとめ、実際のプログラムの事例研究という構成が多い。

また、伊藤寿朗・森田恒之編『博物館概論』⁽⁹⁾には、ICOMの「博物館専門職員の訓練の共通な基準」とほぼ同じ内容ながら、第5章・II・1・1) 学芸員の専門性で、

学芸員が博物館の目的的功能を果たすための専門的な能力を確保するためには、当然ながら、その専門的な教育を

受ける必要がある。しかも、その実質的な内容や具体的な能力は、現実の博物館活動の中で、長期にわたる調査研究と実地体験を積み重ねながら、習得され育成されるものである。すなわち学芸員は、博物館に勤務する以前からすでに学芸員であるのではない。現実の博物館活動を体験する中で、やがて学芸員になるのである。

例えば、大学の学芸員養成による「学芸員資格認定」とは、将来的な学芸員となるべき指向性や可能性を持っていることを認めたとに過ぎない。いかに完全な養成課程を有する大学であろうと、どんな博物館に勤めても直ちにその目的機能を果たしうるような、そんな普遍的な能力を授けることは絶対に不可能なのである。

と述べているのは興味深い。このような心構えを持ち続けることで、我々大学で教える者は、常に普遍的な能力を持つ学生の育成に邁進しなくてはならないことを自戒も込めて心に刻むところである。さらに、学芸員の専門的要素を述べた、「b個別科学的専門性」の項で、

たとえば、その博物館で収集し保存している資料や、展示

している内容について、専門科学的知識や能力を保有しなければならぬ。そのためには、絶えざる専門科学的調査研究が必要であり、常に学会の水準を保つばかりでなく、常に学会の先端をいくような先進的、創造的な成果や業績を目指して努力しなければならない。(略)

たとえば来館者が専門科学に関する素人であっても、むしろ素人であればあるほど、学芸員は確実な観点や研究成果を持ち、それに対する確固たる自信と責任を持たねばならない。

と述べている。学芸員として教育に携わる者への明確な示唆ともとれる内容である。

さらに、下津谷達男、金山喜昭は、『博物館ハンドブック』¹¹⁾のⅧ 博物館職員・Ⅷ―2職員の専門性で、学芸員の専門性がどうあればよいかを学芸員の教育活動と専門性の現状を述べているのでここに引用する。

その大きな特徴は「もの」を主体とした教材によって教育活動をおこなうことがあげられる。そのためには、適確な観察力や洞察力などに基づいて「もの」に資料的な価値

を与え、教育効果を計りながら、博物館資料に仕上げてゆかなければならない。たとえば、小・中学校の社会科授業で、わが国に伝来した稲作文化である弥生時代を解説する時に、教師は教科書の記載や写真によって生徒に説明するところが、学芸員なら、教科書は後回しにしても弥生式土器などの「もの」を教材にして、土器の話から始めて、弥生文化全体に話題を拡げて行くという方法をとる。生徒たちは教科書から得た知識の上に、さらに「もの」から得た情報によって、よりいっそうの学習成果を得ることができにちがいない。学芸員とは、「もの」を研究する研究者であると共に、その「もの」を教育に生かす社会教育者でもあるわけである。

また、学芸員は、学問分野におけるスペシャリストになるようにこころがけなければならない。学問の専門性は、近年益々細分化されつつある。しかしその一方では学問相互の関係を重視する傾向が見られるようになってきており、既存の学問分野の枠組の中では消化しきれない状況も出てきている。たとえば考古学は「もの」を通じて歴史を叙述する学問であるが、近年では、自然科学分野の各種分析法によって、当時の古環境を復元したり、土器の生産地

や年代などを推定するようになってきて、環境考古学、動物考古学、水中考古学、産業考古学などのごとく、多様な学問分野との接点が重視されるようになってきつつあるのはその一例といえよう。

教育の一つの手段である展示は、様々な研究成果を総合することで実現する。むしろ、社会の学際化よりも早くその世界が訪れていた博物館では当然の姿である。

また、『博物館ハンドブック』では、欧米の学芸員の養成システムが紹介されておる。それらに共通することは、大学の3、4年生から大学院生が養成の対象で、理論的な科目と技術的な科目があり、実際に現場の博物館の学芸員が講義をおこなったりするところである。さらには、アメリカのメトロポリタン美術館の場合では、三年ごとに査定があり実績が伴わなければ辞職となるなど学芸員の採用形態なども紹介されている。

以上から、学芸員に求められるものは、専門性と教育者としての活動。大学の学部卒、大学院卒の別なく、即戦力の人材を求められているが、これはどちらかというところ、研究者としての専門性を意識しているように読み取れる。しかし、博物館の現状からすると、教育哲学やコミュニケーション能力などこれまで

の講義内容では触れてこなかったスキルにもっと多くの時間を割いて教育者としての学芸員のあるべき姿を考え、習得していくことが求められている。

(二) 教育担当学芸員像

教育やコミュニケーションは、対象を想定・確認して企画・実施されなければ十分な効果が得られないことは自明である。研究は、学問の頂を目指すものであるから専門分野のみの理論や作法によってなされる。博物館では、この二者が並立していなくてはならず、年齢もまちまちな不特定多数の利用者に研究の成果を還元していくのは至難の業ともいえる。それを可能にすることが、専門分野の研究者という基盤を持った教育者としての学芸員の技量である。教育者としての理論を持つ学芸員の完成となるであろう。

ここでは、どのような教育者としての学芸員が考えられ、どのような養成方法をとるべきかを教育学の視点も取り入れて考察してみる。

一・教育者マインド

堀松武一・森山賢一著『教育学概論』⁽²⁾の第6章 教師論、第

二節 現代の教師に求められているもの、から教師に求められる要件やあり方についての事柄をあげて、そこから教育者としての学芸員の要件やあり方を考察してみる。

- ・教師には温かい心、豊かな人間性が期待される。
- ・教師は今日の教育において現代的課題といえる「人間性豊かな子ども」の育成に関わって、なによりもまず、子どもを大きな発達可能性を持った存在として捉え、それを信じて教育に携わらなければならない。

- ・教師は教育愛、人間愛を持たなければならない
- ・一人ひとりの子ども個性や心情はまさに十人十色であり、音階に例えれば、上下さまざまな高さに広く分布している子どもたちの音階に対応していくためには教師の音階も子どもの音階の高低に応じ、自由自在に調整されなければならないのである。

- ・教師の豊かな感受性、柔軟性が根本問題である。
- ・絶えず子どものそばにいてその立場を考え、教育者としての強い使命感を持って教育実践に携わる必要がある。
- ・ヘルバルトの「子供の内に人間の諸力が損なわれないまま満ち満ちているのを見てとり、この可能性としての力を現実の力にするという使命感」

- ・ 教師においても常に「自ら学び、自ら考える」ことがなければならぬ。
 - ・ そのために教師は、教育課程の編成を実施し、教育の目的・目標を明確化し、その目的・目標の達成のために教育内容の吟味を行い、教育計画を企てる必要がある。
 - ・ 当然、実際に学習指導を行うには体系的で、なおかつ豊富な専門知識・技能が重要なことは言うまでもないことであるが、そのうえで「わかる授業」を展開しなければならぬ。ここでは教師の「授業を構成する力量」が問われることになるのである。
 - ・ 現在閉鎖的な学校から柔軟性を十分に持ち、開放的な学校への転換が急速にすすめられているが、教師一人ひとりが単に学校の施設・設備の開放に理解を示すレベルではなく、家庭、保護者との教育情報の開示、教育活動の連携や、地域住民との情報交換を通じた教育への共通理解など積極的に進めなければならない。
 - ・ 以上である。これらが、学校を博物館と読み替えるなど適宜変換してみれば、教育者としての学芸員にも備わっていることが重要となるのではないかと考える。以下に筆者が独自に変換したものを箇条書きで挙げる。
-
- ・ 温かい心と豊かな人間性
 - ・ 入館者は説明に対し相応の理解力が備わっているとして対応する。
 - ・ 人間愛を持たなければならない。
 - ・ 説明対象者の状況に合わせて、説明内容の文字や語句を調整できる。
 - ・ 教育には学芸員の豊かな感受性・発想や工夫などの柔軟性が備わっていることが基本。
 - ・ 絶えず入館者の立場を考えて教育普及に向けた強い使命感をもつて博物館の事業に取り組む。
 - ・ 入館者にある、興味関心を刺激し、博物館の展示によって学び、さらに次の段階を求める仕掛けを忘れない。
 - ・ 学芸員は、常に「自ら学び、考える」ようであればならない。
 - ・ 学芸員は、専門的な知識を有するのはもちろんだが、展示や解説に際しては、伝える対象を考慮して、伝えるべき目的を明確にし、伝える言葉や事柄を吟味し「わかる活動」を展開する力量が必要。
 - ・ 博物館は生涯学習の基地であるという社会的な役割を理解し、情報の発信や収集をおこない、地域の文化や文化

財の重要性を理解した生活の構築を提言するなど、地域の学びの中心として活動する。

以上、学芸員心得としての分野の事柄ばかりである。これらが、教育者マインドになると考える。

学芸員は、博物館事業の企画段階のデスクワークに始まり、資料所有者との交渉、広報活動、集荷計画から展示まで。展示中の警備計画から解説会や講演会の企画実施。実施後の総括まで。事務や研究者や企画立案者、交渉人から広報官、解説者といった広範囲な能力が要求される。さらには、教育の対象者によって働きかけを調整したりする配慮が必要である。そしてその根底には研究の成果を一人でも多くの人々に還元しようという使命感がなくてはならない。これに、教育者マインドが備われば、よりよい博物館活動が行われるだろう。

二、「博物館教育論」の姿

以上のように、学芸員には教育マインドが必要と考えるのであるが、それはいわゆる学芸員として教育者マインドを持つことでもある。では、「博物館教育論」においてどのような手立てで教育者マインドを身に着けていくというのだろうか。

多くの先学の博物館学芸員養成に関する記事などには、学芸

員の仕事に関する事やその事例ばかりで、博物館の事業としての教育に焦点が絞られ、学芸員の教育者マインドについてはほとんど見受けられない。それらは、先にあげたような学芸員心得のようなもので、社会人としての常識的なものも含まれるため、学芸員の養成課程での正面からの追及がなされないで、講義の合間などに挟まれるようなコラム的な扱いで、その内容から推し量らせるようなことがほとんどである。

例えば、筆者が学芸員となったころ、前任の学芸員から質問に対する対応についてこういわれた。「決してわからないとは言わないで、時間をもらって回答するか、適任者を探して紹介するかしてください。」などと教えられたことがある。事例としては、質問に対する異対応のマニユアルであるが、その根底には学芸員は、学習者への支援者であるとすする自負を持って物事にあたることを示唆されたとみるべきであろう。

このように、「仏造つて魂入れず」のような状況にならないように、システムやマニュアル通りにこなすのではなく、教育者として理解を深めることの支援をおこなう、人間愛を持った学芸員養成を追求していきたい。

そのためには、学芸員資格を得るための必修として、学校現場におけるインターシップなどを課して、子どもたちとの対

応から、コミュニケーションや子どもたちと対する心得や教育者としての心の持ちようを学ぶことも考えざるべきだろう。

博物館学芸員の教育者としての姿は、研究者としての専門性の上に立脚し、教育の対象者によって応変してその最高の効果を導き出すために支援すること。さらに自分自身を高めるべく研鑽し続けるものである。このような学芸員を養成するために、学芸員哲学とまではいわれないが、学芸員の教育者マインド育成を忘れてはならない。

六、おわりに

博物館は、貴重な遺産や現代社会の英知の結晶をもととし、過去の検証を指針に、未来への道筋を示す羅針盤である。

その羅針盤を読み解く役の学芸員を養成する大学として、学芸員みずからが専門分野を追求する研究者であり、なおかつ専門分野に拘泥することない柔軟な取り組みで、常に情報の収集・分析・評価・発信（教育）のできる良き博物館人・教育者として未来を見据えられる学芸員を養成することに責任と自負を持ってあたりたい。

〔注・引用文献〕

- (1) 若宮広和・VI教育活動Ⅵ. 2. i 博物館教育の種類・加藤有次／椎名仙卓編 一九九二・『博物館ハンドブック』雄山閣出版 p.151
- (2) 守井典子・第6章博物館教育論第1節4 博物館における教育の特徴・大堀哲典一九九七・『博物館学教程』東京堂 p.135
- (3) 平成17年度文部科学省実施の「博物館関係者等からの意見聴取の結果の概要」は、平成十八年十月十一日（水曜日）に実施された「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」（第1回）の配付資料として作成され、文部科学省のホームページ（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingji/chousa/shougai/014/shiryo/0610161.htm）に発表されたものから引用。
- (4) 「平成八年四月二十四日生涯学習審議会社会教育文化審議会報告」の、「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について」「V学芸員」「I改善の必要性」は、文部科学省のホームページ（http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19960424001/t19960424001.html）に発表されたものから引用。
- (5) 丹青研究所「平成二十二年文化庁事業博物館の教育機能に関する調査研究報告書」平成二十三年三月
- (6) 「平成二十二年文化庁事業博物館の教育機能に関する調査研究報告書」（丹青研究所平成二十三年三月）によれば、調査の対象は、1. 教育担当専門職員を配置していると思われる施設、教育普及部門を有していると思われる施設（『全国博物館園職員録』などをもとに抽出）、2. 県庁所在地政令指定都市などに所在する主要な博物館（登録博物館）などとした。さらに、回答者は教育普及事業に関わりのある職員に依頼したものであり、回答数は、1,000館配布のうち657館であった。設問によっては複数の回答者の部分もある。
- (7) 教育普及事業担当専門職員を「ミュージアム・エデュケーター」と呼

ふ例は少なく、言葉の定義自体も未分明であるが、この場合、学芸員の教育普及を専門におこなう職員という意味での使用と考えられる。

- (8) 加藤有次 一九九四・四『博物館学序論』19版 雄山閣出版株式会社 pp152-158

- (9) Museologyは博物館の科学であると規定し、博物館の歴史と背景、社会における役割の研究、保護、教育、組織、物理的環境との関連の研究および異なる博物館の分類に関するもの。それに対し、Museumographyは、博物館の運営上のあらゆる方法と実行とをカバーするもの。

- (10) 伊藤寿朗・森田恒之編 一九七八『博物館概論』学苑社 pp380-381

- (11) 加藤有次・椎名仙卓 一九九二『博物館ハンドブック』再版 雄山閣出版

- (12) 堀松武一・森山賢一著 二〇〇二・四『教育学概論』岩崎学術出版社 pp121-127

【参考文献】

- ・大堀哲 一九七七『博物館学教程』東京堂出版

- ・全国大学博物館学講座協議会西日本部会編 二〇〇七『概説 博物館学』

- 〔補訂版〕 芙蓉書房出版

- ・高橋克 二〇〇八・三『江戸川大学における学芸員資格取得養成課程の現

- 状と課題』『江戸川大学紀要』情報と社会 第18号 61-72

- ・全国大学博物館学講座協議会西日本部会編 二〇一二『新時代の博物館学』

- 芙蓉書房出版